

平成 22 年 11 月 17 日
危機管理室防災課

練馬区業務継続計画【地震編】の策定について（案） （練馬区のBCP）

1 趣旨

首都直下地震などの事態が発生した場合には、区そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができない。しかし業務を中断すると、住民の生命、生活及び社会経済活動に大きな支障が生じる。そこで、区は迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、優先度の高い通常業務の実施を確保するために、これらを効果的に遂行するうえで必要な資源の準備や対応方針および手段を定める練馬区業務継続計画（地震編）（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

2 庁内検討体制の整備

業務継続計画を策定するため、次の庁内検討体制を整備する。

- (1) 業務継続計画策定会議を設立し、副区長を会長、危機管理室長を副会長とし、会員は庁議を構成する本部長、部長をもって構成する。
- (2) 業務継続計画策定会議の下に、検討委員会を設け、危機管理室長を委員長、危機管理室防災課長を副委員長とし、庶務担当課長、企画部経営改革担当課長、企画部財政課長、企画部情報政策課長、危機管理室安全・安心担当課長および総務部職員課長をもって構成する。
- (3) 業務継続計画検討委員会の下に、係長級職員を中心とした作業部会を設ける。

3 今後の予定

- (1) 平成 22 年度中に計画の基本的な考え方を決定する。
- (2) 平成 23 年度中に計画を施行させる。（平成 23 年 12 月施行予定）
- (3) 平成 24 年 1 月の練馬区震災総合訓練に際し、本計画の実効性について検証する。

4 その他

計画策定と並行して、次の取り組みを実施する。

(1) 危機管理研修

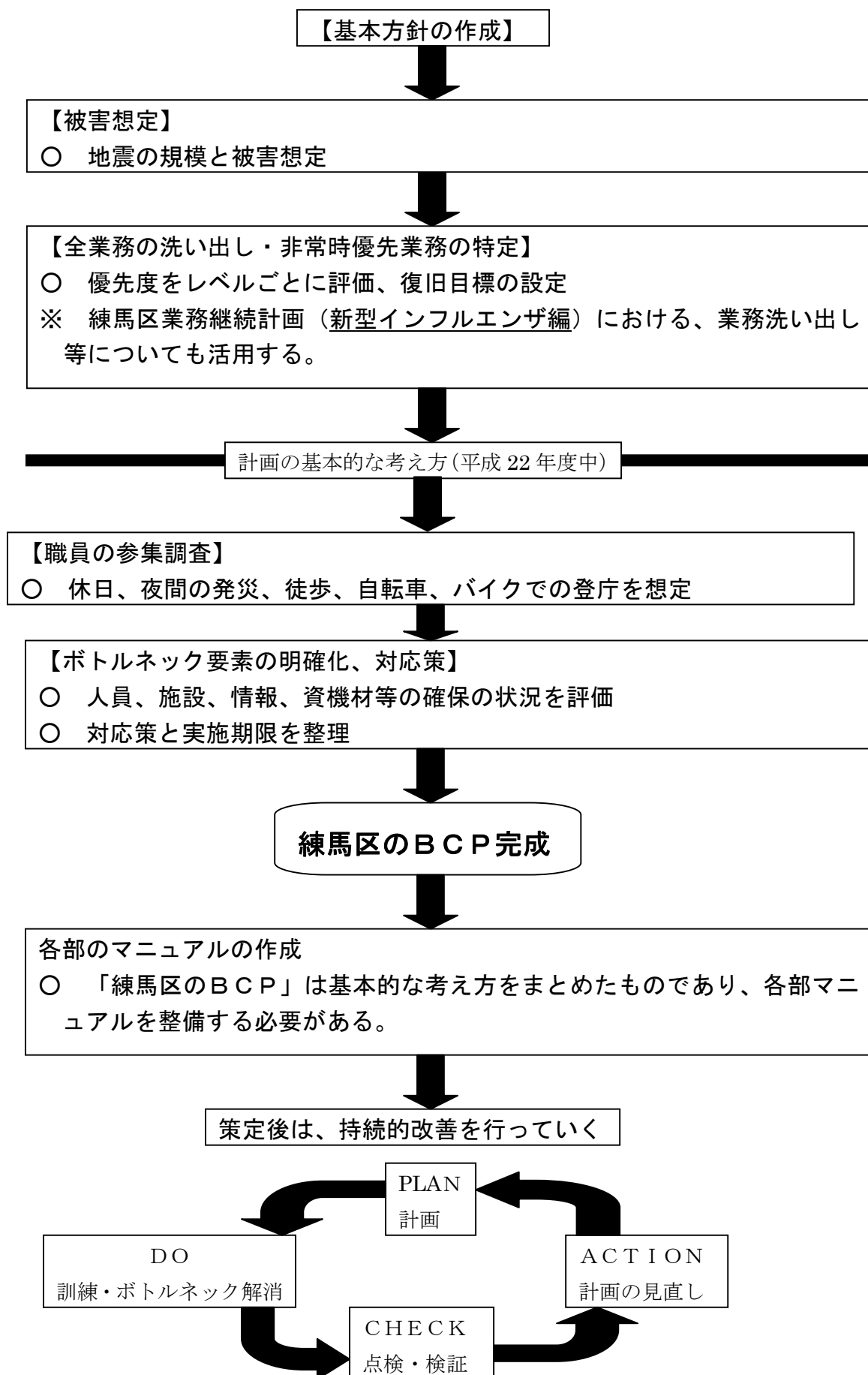
管理職を対象として、練馬消防署が行う震災時を想定した各種訓練等の見学などを通じて、応急対策業務の現状に対する理解を深める。

(2) 行動規範カードの作成

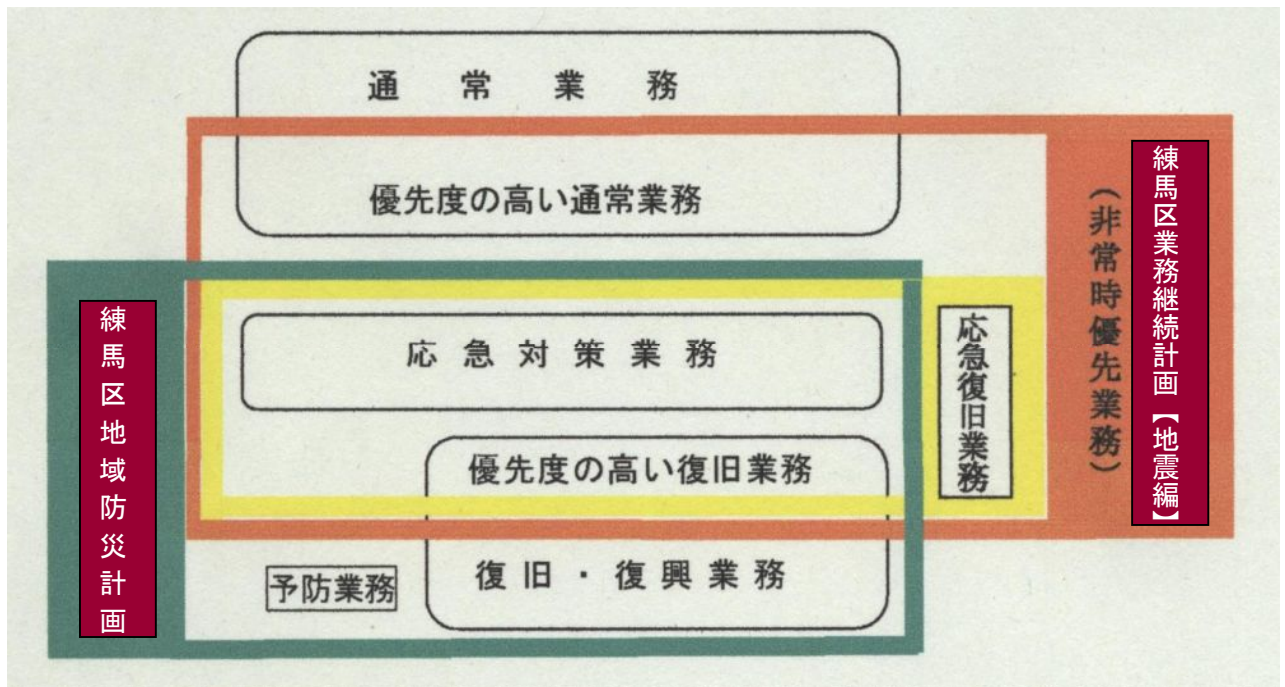
「震度 5 弱で緊急初動要員、震度 6 弱で全職員が参集」の周知を徹底し、防災意識の向上を図るため、名札サイズの行動規範カード（紙ベースまたは名札裏面にシールで貼付する。）を作成し、全職員に配付する。

「BCP」とは、「**Business Continuity Plan**」の略である。

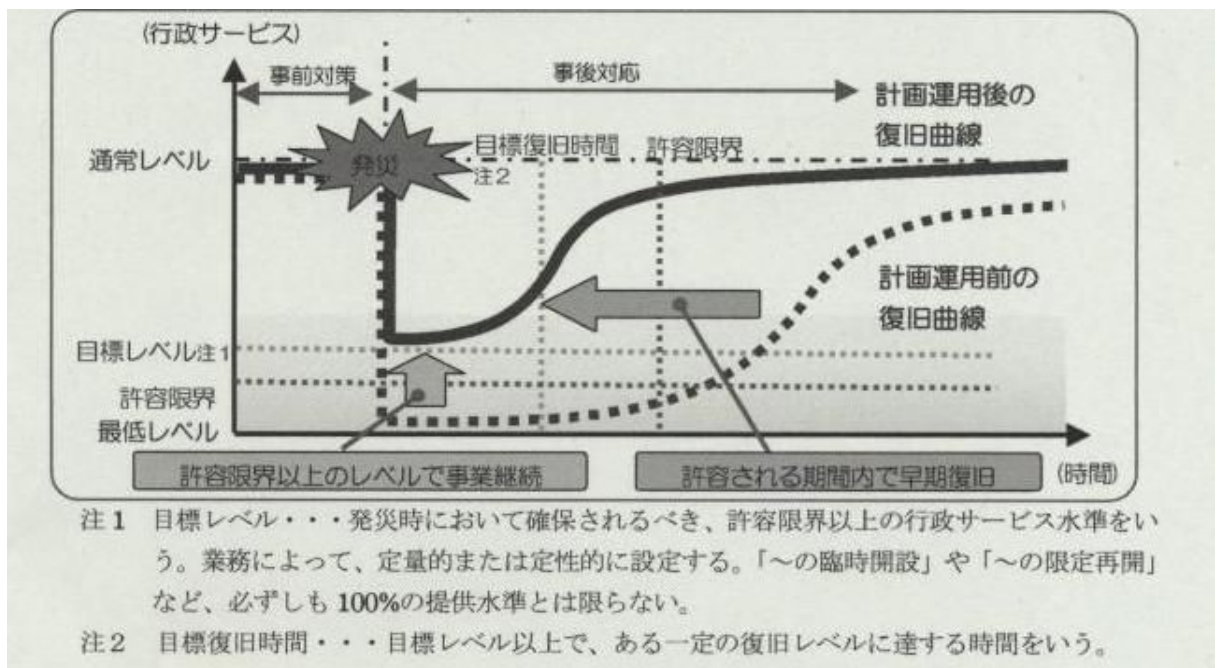
練馬区業務継続計画（練馬区のBCP）【地震編】の策定イメージ



1 練馬区地域防災計画と練馬区業務継続計画【地震編】が対象とする業務の関係



2 業務継続計画導入による早期復旧のイメージ



練馬区業務継続計画【地震編】との比較

	練馬区地域防災計画	業務継続計画【地震編】	業務継続計画【新型インフルエンザ編】
主 体	区、都、警察、消防等の防災機関	区	区
目 的	各防災機関が連携して災害予防、災害応急対策および災害復興対策を樹立するもの。	震災発生時の「非常時優先業務」（優先度の高い通常業務、応急対策業務、優先度の高い復旧業務）を抽出し、効率的な資源投入を計画するもの。	新型インフルエンザ流行期の「継続業務」（優先度の高い通常業務、応急対策業）を抽出し、効率的な資源投入を計画するもの。
計 画 の 発 動 時 期	通常時→発生時→復興時	震災発生時	新型インフルエンザ流行期
資 源 の 状 態	行政自体に対する被害は、明確に想定していない。	職員の負傷・施設損壊・資器材破損	職員の罹患
対 象 範 囲		優先度の高い通常業務	優先度の高い通常業務
	予防業務		
	応急対策業務	応急対策業務	応急対策業務
	復旧業務	優先度の高い復旧業務	
	復興業務		
実 効 性	各防災機関等が行うべき業務を示す。	復旧すべき目標時間を設定し、実現するためのボトルネックを明らかにしたうえで、対策を示す。	流行に対応するパターンを設定し、実現するためのボトルネックを明らかにしたうえで、対策を示す。
策 定 作 業 等	防災計画の大綱としての位置づけであり、状況に応じメンテナンスを実施する。	区の全業務について「非常時優先業務」を抽出し、資源喪失（人員・施設・資器材等）を加味した計画を策定する。	区全業務について「継続業務」224を抽出し、資源喪失（人員等）を加味した計画を策定済。

練馬区業務継続計画策定会議設置要綱

平成 22 年 11 月 日
22 練 危 防 第 828 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、首都直下型地震等の大規模な震災により練馬区の業務が中断した場合に、優先度の高い業務を実施し、迅速かつ的確に効果的な対策を講じることができるよう、対応方針等を定める練馬区業務継続計画（地震編）（以下「業務継続計画」という。）を策定するため、業務継続計画策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、業務継続計画の策定に関する事項その他会長が必要と認める事項について審議し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第 3 条 会議は、会長、副会長および会員をもって構成する。

2 会長は、副区長とする。

3 副会長は、危機管理室長とする。

4 会員は、庁議を構成する事業本部長、部長等とする。

(会長および副会長の職務)

第 4 条 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、または会員以外の者に説明を求めることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 5 条 会長は、第 2 条に規定する事項について調査および検討を行うため、会議の下に練馬区業務継続計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

3 委員長は、危機管理室長とする。

4 副委員長は、危機管理室防災課長とする。

5 委員は、各部庶務担当課長、企画部経営改革担当課長、企画部財政課長、企画部情報政策課長、危機管理室安全・安心担当課長および総務部職員課長とする。

(作業部会)

第 6 条 委員長は、委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、部会長および部会員をもって構成する。

3 部会長は、委員長が指名する。

4 部会員は、係長級職員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第 7 条 会議、委員会および作業部会の庶務は、危機管理室防災課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 日から施行する。